

# 新ごみ処理施設整備運営事業に係る 設計・施工監理業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本業務は、行田羽生資源環境組合（以下「組合」という）が発注する新ごみ処理施設整備工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたり、地方自治法に定める契約の適正な履行を確保するため、一般廃棄物処理施設の整備及び運営事業に関する幅広い知識・経験及び高度な専門技術力及び実績を有するコンサルタントに施工監理を委託することで、本事業の円滑な推進を図ることを目的に実施するものである。

## 2 業務概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 件名    | 新ごみ処理施設整備運営事業に係る設計・施工監理業務委託  |
| (2) 委託箇所  | 行田市大字小針地内  |
| (3) 業務内容  | 別添「仕様書 7 業務の内容」のとおり  |
| (4) 委託期間  | 契約締結日から令和10年6月30日まで  |
| (5) 委託上限額 | 全体 266,004,200円（消費税及び地方消費税を含む）<br>うち、令和6年度 5,555,000円<br>うち、令和7年度 77,797,500円<br>うち、令和8年度 89,672,000円<br>うち、令和9年度 81,356,000円<br>うち、令和10年度 11,623,700円 |

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 4 参加資格

参加者は次に定める事項を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザルに参加する者の形態は、単体とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。
  - ア 行田市又は羽生市の競争入札参加資格者名簿において、当該業務の対応する業種（建設コンサルタント）について登録されている者であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
  - ウ 国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設（100t/日以上）を対象としたPFI又はDBO方式の施工監理業務を元請けとして同種業務を受注した実績を有する者であること。
  - エ 行田羽生資源環境組合契約規則（令和4年規則第18号）第12条の規定に該当しない者であること。
  - オ 組合構成市のいずれにおいても、指名停止を受けていないこと。
  - カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
  - キ 配置予定技術者に関する次の事項を満たすこと。
    - (ア) 新ごみ処理施設整備運営事業に係る設計・施工監理業務仕様書（以下「仕様書」とする。）に規定する技術者が配置できること。
    - (イ) 配置予定技術者は、原則として業務提案書に記載された参加者に、公告日の3カ月以上前から雇用されていること。

## 5 参加条件

参加者は仕様書「6 管理技術者等の資格要件」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

### (1) 配置予定技術者の条件

ア 配置予定技術者の変更は、原則として業務完了まで認めない。ただし、やむを得ず技術者を変更する場合は、その理由と新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を発注者へ提出すること。

イ 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

ウ 参加者は配置予定技術者以外に技術者仕様書「7 業務の内容」に基づき、必要であると判断できる技術者の配置を行うこと。

## 6 参加に対する制限

(1) 参加者が提出できる業務提案書は、1 提案とする。

(2) 提出された参加申請書及び業務提案書の差替え、追加及び削除は認めない。

## 7 実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは下表のとおりとする。

| 実施内容              | 実施期間           |
|-------------------|----------------|
| 実施要領等の公示          | 令和6年8月19日（月）   |
| 実施要領等に関する質問書の受付期間 | 令和6年8月23日（金）まで |
| 質問書に対する回答         | 令和6年8月29日（木）   |
| 参加申請書等の受付期限       | 令和6年9月4日（水）    |
| 業務提案書等の提出期限       | 令和6年9月25日（水）   |
| 審査（プレゼンテーション）     | 令和6年10月9日（水）   |
| 審査結果の通知・公表        | 令和6年10月中旬      |

## 8 参加申請書・業務提案書等の作成及び提出

### (1) 質問書

参加申請書・業務提案書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、提出期限内必着とする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けないものとする。

#### ア 提出期限

令和6年8月23日（金）午後5時まで

#### イ 提出方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールで送信の上、電話にてメールの到達を確認すること。なお、電子メールの件名は【プロポーザル質問書】とすること。

#### ウ 提出先

行田羽生資源環境組合 総務施設課

TEL：048-577-8106 FAX：048-577-8107

メールアドレス：[gyoha@ichikumi.jp](mailto:gyoha@ichikumi.jp)

住所：〒361-0052 行田市本丸2番20号

エ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括して取りまとめ、令和6年8月29日（木）までに、組合ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書

ア 提出書類

次に掲げる書類を作成し、添付書類とともに各必要部数を提出すること。

なお、指定様式については、組合ホームページへ掲載する様式を使用すること。

| 提出書類   | 様式  | 提出部数 |
|--|-----|------|
| 参加申請書 ※1   | 様式1 | 1部   |
| 配置予定技術者調書 ※2   | 様式2 |      |
| 添付書類<br>・仕様書に規定する必要資格を証するものの写し<br>・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し |     |      |

※1 記入する業務実績の数は、5件以内とする。

※2 記入する業務実績の数は、配置予定技術者1人につき3件以内とする。

イ 提出期限

令和6年9月4日（水）まで

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達証明付簡易郵便とし、提出期限内必着とする。

エ 提出先

行田羽生資源環境組合 総務施設課

TEL：048-577-8106 FAX：048-577-8107

E-mail：[gyoha@ichikumi.jp](mailto:gyoha@ichikumi.jp)

住所：〒361-0052 行田市本丸2番20号

(3) 業務提案書

ア 提出書類

次に掲げる書類を作成し、必要部数を提出すること。

業務提案書は、参加者が特定できないようにすること。

| 提出書類        | 様式等            | 提出部数 |
|-------------|----------------|------|
| プロポーザル業務提案書 | 様式4            | 1部   |
| 業務提案書       | 様式自由（A4版、カラー可） | 10部  |
| 業務見積書       | 様式自由（A4版、カラー可） | 1部   |

(ア) 業務提案書

別添仕様書に示す業務について技術提案、プレゼンテーション及びヒアリング等について作成すること。

(イ) 業務見積書

業務見積書は、年度別の業務内容が確認できる内訳額を積算し、消費税及び地方消費税を含む額とすること。また、作業内容についても、年度別で明確に分けて算出すること。

イ 提出期限

令和6年9月25日(水)まで

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達証明付簡易郵便とし、提出期限内必着とする。

エ 提出先

行田羽生資源環境組合 総務施設課

TEL : 048-577-8106 FAX : 048-577-8107

E-mail : [gyoha@ichikumi.jp](mailto:gyoha@ichikumi.jp)

住所 : 〒361-0052 行田市本丸2番20号

## 9 審査(プレゼンテーション)

(1) 期日

令和6年10月9日(水)【予定】

※開催時間及び会場については、参加者に個別に通知する。

(2) 説明者

参加申請書に記載された技術者とする。

なお、会場への入室は説明者を含め3人以内とする。

(3) 説明及びヒアリング時間

説明20分以内、ヒアリング20分程度とする。

(4) 使用機器

パソコン、プロジェクター及びスクリーンは組合で用意する。

なお、パソコンへの接続はHDMI接続によるものとする。

(5) その他

プレゼンテーションは、参加者名を伏せて実施する。

説明者は、参加者名を特定することができる服装や言動は控えること。

## 10 優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

プロポーザル審査委員会において、参加申請書及び業務提案書等の審査を実施し、最も得点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

(2) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、表-1のとおりとする。

なお、最低基準点は60点とする。最低基準点を満たさない場合は、優先交渉権者に選定しない。

(3) 結果の通知

審査の結果は、書面にて通知する。なお、各参加者の評価結果は、優先交渉権者以外の者の参加者名を伏せて、組合ホームページで公表する。

## 11 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申請書及び業務提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 本要領「2（5）」に示す委託上限額を超えた場合。
- (5) 本要領4に示す参加資格要件を欠くことになった場合。
- (6) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査内容及び評価結果に対する異議は、認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、組合はプロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (5) 組合は、提出された資料について、行田羽生資源環境組合情報公開条例の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 13 問い合わせ先

行田羽生資源環境組合 総務施設課

TEL：048-577-8106 FAX：048-577-8107

E-mail：[gyoha@ichikumi.jp](mailto:gyoha@ichikumi.jp)

住所：〒361-0052 行田市本丸2番20号

表－1 業務提案に係る評価項目及び配点基準

| 審査項目             | 評価対象         | 評価の視点   | 配点  | 様式  |
|------------------|--------------|---|-----|-----|
| 企業評価             | 企業における業務実績   | 本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。                                 | 5   | 様式2 |
|                  | 配置予定技術者の業務実績 | 本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。                                 | 10  | 様式2 |
| 実施方針             | 実施方針         | 本組合に有益となる詳細な業務実施方針・工程計画であるか。                                | 10  | 任意  |
| 技術提案             | ①特定テーマ       | 施工監理について具体的かつ効果的な技術者の配置等の考え方及び企業としての体制(バックアップ等)の構築についての考え方。 | 20  |     |
|                  | ②特定テーマ       | 施工監理上の課題の抽出方法や品質確保、及び工期遵守についての考え方。                          | 15  |     |
|                  | ③特定テーマ       | 地域住民への配慮と安全対策についての考え方。                                      | 15  |     |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 説明能力・信頼性     | プレゼンテーションは、企画提案書の内容と一致し、業務に関する知識があり、業務を任せられる信頼性があるか。        | 5   |     |
|                  | 取組姿勢・実現性     | 業務に取り組む意欲が感じられるか。また、実現可能な提案であるか。                            | 5   |     |
|                  | 質疑応答         | 質問内容を的確に把握し、明確かつ適切な回答がなされているか。                              | 5   |     |
| 価格               | 見積書          | 企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。                                 | 10  | 別途  |
| 合計               |              |   | 100 |     |